

財団法人全日本空手道連盟 空手道憲章

空手道は、沖縄においてわが国独自の徒手空拳の武術として発展し、国内に普及する過程において、日本古来の武道の精神を継承しながら、術から道に発展したわが国固有の武道である。

かつて武道は、武技の習得、技の練磨のみならず、心技一如の教えに従い、礼を修め、心身を鍛える修行道・鍛錬法として発展してきた。

このような武道の伝統精神は空手道の中にも継承され、空手道を学ぶ多くの日本人の人格形成に少なからざる役割を果たしている。

また、いまや空手道は、国内はもとより世界各国に普及し、国際交流を通じて世界平和の実現、健全で有為な青少年の育成等に多大の貢献をしている。

我々はたんなる技術の習得のみに偏らず、武道の精神を基とする空手道の真髓を忘ることなく、高い倫理観をもつて日本の伝統文化の維持・発展に寄与するとともに、日本国民として礼と節を重んじ、社会のルールを守り、社会に貢献し、社会から尊敬される有為な人材の育成に努力しなければならない。

ここに、空手道の更なる発展を期し、基本的な指針を掲げて「財団法人全日本空手道連盟空手道憲章」とする。

第一条（目的）

空手道は、日々の心身の練磨を通じて強靭な身体を鍛え、人格を陶冶し、心身ともに有為な人物を育成することを目的とする。

第二条（心構え）

空手道の修行を志す者は、空手道の品位と威厳を保つため、礼節、正義感、道徳心、克己、勇気からなる資質（倫理的規範）の涵養に努めなければならない。

第三条（稽古）

稽古に当たっては、「礼に始まり礼に終わる」の教えに従い、基本を重視し、技の習熟に応じた心技体の融和を求めて修練する。

第四条（競技）

競技や演武に臨んでは、平素練磨した心技体の成果を遺憾なく發揮する。
組手競技においては安全に留意し、ルールを遵守し、勝敗にのみ固執することなく、常に節度有る態度を堅持する。

第五条（稽古場）

稽古場（道場、体育館等）は、心身の修養の場であることを忘れず、礼儀作法を守り、厳正な規律を維持するとともに、静肅・清潔・安全な環境の維持に努める。

第六条（指導・普及）

指導者は、常に高い倫理観をもつて人格を磨くとともに、技術の研究・心身の練磨に励み、常に指導者に相応しい人格者で、社会から尊敬される人でなければならぬ。

また、指導に当たっては、指導者と指導を受けれる者が敬愛の情に溢れる節度ある師弟関係を構築するとともに、厳しい修行と安全管理の調和に努めなければならない。
普及に当たっては、性別、年齢や障害の有無にかかわらず、技術主体の普及に偏ることなく、自己責任やフェアプレーの精神を身につけ、他人に対する思いやりと優しさを持ち、常に社会のルール（規範）を遵守し、高い倫理観を身につけ、社会から尊敬される人材の育成に努める。

「子ども空手道憲章」

空手道は、沖縄においてわが国独自の武術として発展し、国内において普及していくなかで、礼節を重んじる日本古来の武道の精神を受けつぎながら、武術から武道へと発展したわが国固有の武道です。

かつて武道は、武技の習得や技の練磨だけではなく、礼節を身につけ、心身を鍛える修行の方法として発展してきました。

このようないくつかの武道の伝統精神は空手道にも受け継がれ、空手道を学ぶ多くの日本のこども達を、りっぱな人格をもつた青少年に成長させるために大きな役割をはたしています。

また今では空手道は、世界各国に普及し、国際交流を通じて世界平和の実現や健全で世の中の役に立つ青少年の育成などに大きな貢献をしています。

私たちは、たんなる技術の習得のみにかたよらず、礼節を重んじる空手道の精神を正しく理解し、このすばらしい日本の伝統文化を大切にしながら、空手道の修行を続けていくことが重要です。そして、日本国民として恥かしくない礼儀作法を身につけ、社会のルールやマナーを守り、社会や人々から尊敬されるような人格の形成に努力しなければなりません。

これからも空手道の精神を正しく理解し、修行を続けていくために、私たちが心がけなくてはならないことを「「子ども空手道憲章」」として掲げ、これを守ります。

第一条（目的）

空手道は、日々の心身の練磨を通じて強靭ながらだを鍛え、人格を磨き、心身ともに立派な青少年を育成することを目的としています。

第二条（心構え）

空手道の修行をする人は、空手道の精神を正しく理解し、礼節、正義感、道徳心、克己、勇気の五つの資質を身につけ、向上させるよう努力しなければなりません。

第三条（稽古）

稽古をするときは、先生の教えや礼儀を守り、基本を大切にして、技だけではなく心技体の向上を目指して修練に励みます。

第四条（競技）

競技や演武では、ふだん練磨した心技体の成果を出しきつてがんばります。
組手（形）競技では勝ち負けや結果だけにこだわらず、審判の指示やルールをよく守り、常に節度ある真剣な態度で競技します。

第五条（稽古場）

稽古場（道場、体育館等）は、技を磨き、心と体をきたえる場所であることを忘れず、礼儀作法を守り、規律を保つとともに、静肅・清潔・安全が維持できるよう心がけます。

第六条（仲間）

稽古場の仲間を大切にして、お互いに協力し、励ましあいながら厳しい稽古に耐え、楽しく修行し、さらに多くの仲間をつくります。稽古場では自己責任やフェアプレーの精神を身につけ、自分本位にならず、仲間にに対する思いやり、優しさ、感謝する心を養い、ともに成長することが大切です。

第二条（心構え）で使用した五資質の解説

礼節：社会秩序を保ち、人間関係を円滑に維持するため守るべき社会生活上の規範を「礼」という。

また、「日本礼節」論曰く、相手を尊敬し、自分を謙遜し、行いを丁寧にすることが「礼」であり、この「礼」を時に即し、場合に応じて、自分の行動ができるように、わきまえることを「節」という。

大人と子供の違いは、「礼節」を知り身につけるが否かであり、「礼節」を知つて初めて一人前の人間と言えるのである。

正義感

：義は「人の道」を意味し、下(弱き)を愛しむ仁愛の心を持つて正しい人の道を実践することを正義という。虐待やいじめは正義感の薄くなりつたるわが国の社会現象である。

今それを変えていくことが、まさに我々の空手道の道である。

道徳心

：善悪をわきまえた正しい行為を行うための規範のことが道徳である。社会人としてのマナーや道義を守ることはいうまでもなく、自己中心の態度を戒め、周囲に対する協調性、心配りや思いやりをもつて道徳を実践しなければならない。

克己

：自己の欲望に打ち勝つ(耐える)ことが克己であり、厳しい修行に耐える根気と勇気で己の弱さを乗り越える忍耐のことである。

勇気

：厳しい環境に飛び込む勇気、悪しき誘惑を断ち切る勇気のほか社会生活の中で他人への思いやり、心配りを行動に移すことも真の勇気である。